

# みんなが住みよいまちづくりに向けて

社会福祉法人奥州市社会福祉協議会は、福祉懇談会などでお寄せいただいております意見や提言、日頃の各種事業の状況を基に、作業部会の協議から「第3次奥州市地域福祉活動計画」の素案を作成することができました。

地域福祉活動計画は、「地域の福祉力」を向上することを目的とし、地域福祉活動の根幹となる市民の立場から自発的に福祉活動を促進し、お互いがお互いを思いやり“だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」づくり”を推進するために取り組むものです。

新しい福祉のまちづくりの方向性と目標を市民の立場から示し、その目標に向かったさまざまな取組みを将来に引き継いでいくため、2021年（令和3年度）から2025年（令和7年度）までの5カ年の行動計画としています。

奥州市では、地域福祉行政の指針となる「第3期地域福祉計画」を社会福祉法に基づき作成いたしますが、この計画と第3次奥州市地域福祉活動計画は同じ目的を持ち、互いに補完し合うものとして位置付けられます。

複雑・多様化する生活課題をみんなで考え、協働していくことで、住みなれた地域でお互いが安心して暮らしていくための「地域共生社会の実現」に向けて「奥州市らしい地域福祉づくり」をめざした実現可能な行動計画を盛り込むことができました。

第3次奥州市地域福祉活動計画のダイジェスト版をみなさまにお届けいたします。

## 基本理念 だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」づくりへ

新たなまちづくりにあたっては、だれもが「この地域に住み続けたい」願いをかなえるため、市民一人ひとりのふれあい、ささえあい、かたりあいの輪をひろげ、次の4項目をめざして、みんなの心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち」づくりをすすめることを基本理念とします。

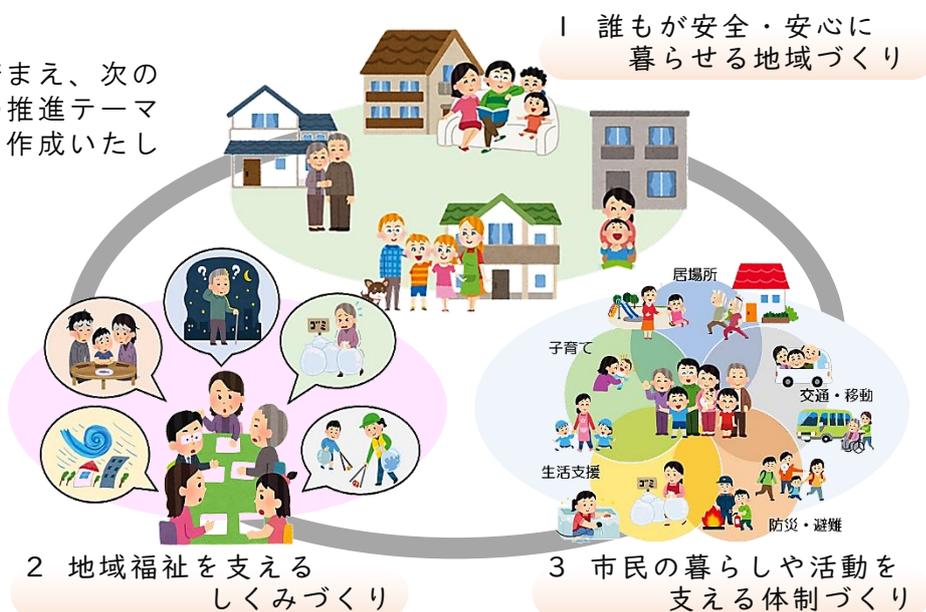
1. 市民の福祉に対する願いに応え、「みんなと交わる」ことを大切にしながら、親しみに満ちた福祉活動をめざします
2. 市民の福祉に対する関心を高め、「みんなとともに楽しむ」ことを大切にしながら、市民参加による福祉活動をめざします
3. 市民の福祉に対する理解を深め、「みんなのために役立つ」ことを大切にしながら、よりよい自立に向けた福祉活動をめざします
4. 市民の福祉にかかわる活動をしている人たちと手を結び、「みんなのための福祉」のあるべき姿を考え、市民の信頼に応える福祉活動をめざします

## 推進目標

計画の目標は、基本理念を踏まえ、次の3つの目標を設定し、17項目の推進テーマを据えて、具体的な行動計画を作成いたしました。

推進目標は次のとおりです。

1. **誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり**  
(個人や世帯の課題を解決に向ける)
2. **地域福祉を支えるしくみづくり**  
(地域の福祉力を高め地域全体で支える)
3. **市民の暮らしや活動を支える体制づくり**  
(市民の暮らしを制度やサービスで支える)



## 奥州市地域福祉活動計画の推進テーマと主な取り組み内容

だれもが心の豊かさと幸せを実感できる「福祉のまち奥州市」づくりへの基本理念をめざし、3項目の推進目標を掲げ、それを達成するために17項目のテーマと主な取り組みを次のとおり設定いたしました。

5年間の計画期間の中で、「自助」「互助」「共助」「公助」の役割分担を定めて事業を推進し、暮らしやすい地域づくりを進めていきます。

計画期間5年を第1期3年、第2期2年に区分し、期毎に達成状況などの点検（モニタリング）・評価を行いながら進行管理を進め、最終年度には総評価と第4次計画の策定を行います。

### 推進目標1 誰もが安全・安心に暮らせる地域づくり

#### (1) 身近な地域における生活課題の発見や

##### 解決に向けた体制をつくろう

- ・ 困りごとを抱える方の早期発見と解決に向けて相談する場、解決するための新たなしくみづくりの場となるよう地域セーフティネット会議の普及と充実を図ります。
- ・ 社会情勢の変化や多様化する困りごととその解決方法について理解を深めるため、市民や福祉関係者などを対象とした研修や講座を開催します。

#### (2) 日常生活をお互いに支えあうしくみ

##### をつくろう

- ・ 地域セーフティネット会議や話し合いの場を活用し、課題の共有と解決の方策、地域の支え合い活動の見直しや新たなしくみの構築に取り組みます。
- ・ 高齢者や障がい者に特定せずに、地域で暮らすすべての人の困りごとを地域全体の課題として共有するよう意識の醸成を推進するための講習会や講座を企画・実施します。

#### (3) 地域住民とのつながりをつくり

##### 暮らしていこう

- ・ 公的サービスを利用しながら地域との交流を継続できるよう進めます。
- ・ 関係機関や団体と情報交換を行い、地域に根差したより良い支援のための体制の構築を進めます。

#### (4) 災害時の安否確認や避難誘導に取り組める体制づくりをすすめよう

- ・ 平常時における避難行動要支援者台帳の整備を進め、災害発生時にも機能する体制を構築します。
- ・ 地域セーフティネット会議と自主防災組織関係者が連携するよう働きかけます。

#### (5) 個人情報やプライバシーを正しく理解しよう

- ・ 見守りや支援が必要な世帯を把握し、必要な支援へつなげていくために地域の関係者間で必要な情報の収集や管理、共有するための手引きを策定します。

地域福祉を推進するための基本単位  
【イメージ図】

#### 第1層

奥州市  
(全域)

#### 第2層

\* 5地域  
\* 30地区  
(振興会)

#### 第3層

333行政区

地域福祉活動の実践  
(小地域ネットワーク活動)

生活支援

見守り

サロン

#### 地域セーフティネット会議（ネット会議）

構成メンバー：町内会関係者、民生委員、行政区長、福祉スタッフなど

情報交換をし、  
地域課題や福祉課題を

#### ① 知る

活動や支援を

#### ③ 振り返る

課題の解決に向けた  
支援や活動を

#### ② 展開する



## 推進目標2 地域福祉を支えるしくみづくり

### (1) 地域の担い手や人材を育成しよう

- ・子どもや若い世代が地域で活躍できる場づくりと地域に定着できる環境を整え、子どもや若い世代が主体となって企画する事業を実施し、誰もが居心地のよい地域づくりを推進します。
- ・若い世代が企画する地域課題の解決や地域の元気創出活動、研究などに対して、地域団体やボランティア、NPO、企業、社会福祉法人、市社協などが協働して取組みを支援します。

### (2) 誰もが制約されることなく移動できる環境をつくろう

- ・地域の状況に応じた住民主体の移動支援サービスや地域と企業、社会福祉法人などが連携した福祉車両の貸出事業の実施など、移動制約者に対する支援のしくみを構築します。
- ・インターネットを活用して移動をせずに自宅や外出先で手続きができるよう移動制約者支援に取り組めます。

### (3) 福祉の意識を高める情報を発信しよう

- ・情報の受け手となる人の視点に立ち、幅広い年代の人へ情報を正確にわかりやすく伝えるしくみの充実や強化を図ります。
- ・情報を得る機会が限られている方へ福祉サービスの内容や質などが十分に伝わるよう配慮し、福祉相談や情報に対して近づきやすい、利用しやすいよう取り組みます。
- ・福祉情報ガイドブックを作成し、見守りや声掛けなどの活動を通じ地域の中で情報を得る機会が限られている方へ適切な情報が届くしくみを構築します。



### (4) 子育て世代を地域で支えるしくみをつくろう

- ・地域に子どもや親の居場所など多様な交流の場をつくり、子育て世代が地域への親しみを感じ、孤立せず安心して子育てできる体制を構築します。
- ・子どもが主体となる放課後児童クラブや子ども会育成会活動などの取組みへ地域住民の参画の機会を取り入れ、地域と子育て世代が接点を持つきっかけづくりを支援します。
- ・子育て世代が必要な支援に結び付くよう、市と連携して乳児全戸訪問や乳幼児健康診断ほか、各学校や保育所などで子育てサービスや支援の周知をし、サービスの活用に結びつけていきます。

### (5) 地域での活動を支える

#### ボランティアセンターにしよう

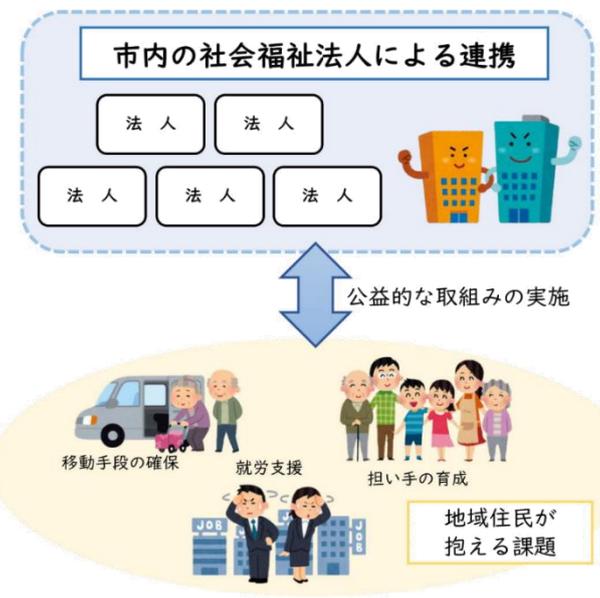
- ・福祉関係者向けの「福祉情報ガイドブック」を作成し、情報を得にくい方にも福祉情報を提供できるようにします。
- ・地域へ出向き市民向けの「出前講座」を通して、様々な分野の専門職が地域へ福祉情報を届け、福祉力の醸成を図ります。
- ・情報発信ツールを活用して情報発信や登録制度の構築を行い、若い世代によるボランティア活動への参画を促進します。

### (6) 地域共生社会の実現に向けて

#### 社会福祉法人の連携を強めよう

- ・社会福祉法人ネットワーク会議を開催し、各法人の分野や枠を超えた連携と協働する場を構築します。
- ・社会福祉法人が主体性を持ち、地域の課題やニーズに対する公益的な取組みを進めるとともに、防災や災害支援を地域と一体的に取り組める体制の構築を目指します。

#### 社会福祉法人の連携と 地域貢献事業とのイメージ図



防災や災害支援を地域と一体的に取り組める体制の構築を目指します。

## 推進目標3 市民の暮らしや活動を支える体制づくり

### (1) 福祉活動専門員（CSW）の活動を広めよう

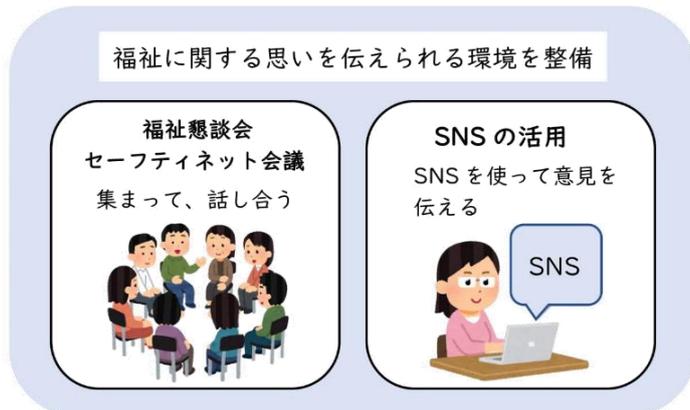
- ・地域に向いて関係者との信頼関係を構築し、困りごとを抱え自ら発信できない人の早期発見と解決に向けた支援ができ、地域にとって頼れる福祉活動専門員を目指します。
- ・日頃の活動を可視化し活動内容や役割について広く周知します。

### (2) 市民・法人・企業など多くの機関と連携して災害に備えよう

- ・市民団体やボランティア、行政などとの調整を踏まえながら、現状に即した災害ボラセン活動マニュアルを改編します。
- ・広域のネットワーク連絡会や市民団体、ボランティア、社会福祉法人などと連携した災害ボラセン設置・運営訓練を実施します。

### (3) 個人や地域の思いを伝えられる環境をつくろう

- ・SNSを活用し、若年層、中年層などが意見を発信できる場を作ります。
- ・地域セーフティネット会議で挙げられた課題について、取りまとめる手法を構築します。
- ・福祉だより、ホームページ、チラシなどにQRコードを掲載し、SNSからでも情報が受け取りやすいしくみを構築します。



### (4) 近隣に見えにくい困りごとを地域や専門機関が連携して解決に向けた支援につなげよう

- ・子育てや介護、ひきこもり、困窮や助けを必要としていない世帯などの複合的な問題に対して、相談しやすい窓口を設置します。
- ・専門職によるアウトリーチの手法により、世帯や地域の課題把握と専門機関との連携をより充実させ、解決に向けた支援を行います。
- ・若い世代を中心としたリモート面接の活用を検討します。

### (5) 高齢者や障がい者の権利を守る取組みをすすめよう

- ・パンフレットや広報、ホームページ、地域セーフティネット会議などを活用し、権利擁護制度のさらなる普及、啓発を行い、対象者の早期発見を図ります。
- ・市民後見人養成講座を開催し、地域における権利擁護の担い手を育成するとともに、市民が活発に市民後見人として権利擁護活動に取り組むことができる体制整備を進めます。

### (6) 市民の相談を真剣に受け止めて支援する体制をつくろう

- ・どの相談窓口でも相談内容を包括的に受け止め、他分野と連携した対応ができるよう進めます。
- ・複合的な課題の相談内容に対する総合的な相談窓口を整備し、他の専門分野と連携して解決に向けた対応ができる体制をつくりまします。
- ・各専門分野が連携し相談者やその世帯が抱える複合的な課題について、専門の職員が伴走しながら解決できるよう取り組みます。

